

**「食の安全を推進するための基本方針」に寄せられた意見に対する対応について**

意見	対応	基本方針へ反映の有無
食育や食文化の伝承も含め、食に関する消費者教育の充実を望む	食文化については、県庁内に関するワーキンググループを立ち上げ、実施方法等について検討中。消費者教育については生産・製造現場の見学会等を実施するほか、冊子の配布やホームページでの情報発信などを充実する予定	1-1 に追加
食の安全推進会議を公開すべき	ホームページに掲載済み。会議は原則公開	1-1 対応済
消費者と生産者の相互理解を得る学習会の実施が必要	意見交換会や現場の見学会の支援を予定	1-1 対応済
消費者における行動促進が必要	意見交換会や現場の見学会などの消費者の自主的な取組に補助金を交付して支援する予定	1-1 対応済
消費者の意識改革が必要	消費者への啓発を追加	1-1 に追加
消費者の表示研究会を設置してはどうか	消費者が勉強会、講習会を開催する場合、補助金を交付し支援する予定	1-1 対応済
講習会の充実。県内各地域で均等に実施して欲しい	食品表示の講習会を充実し、県内3ヶ所で実施予定	1-1 対応済
行政検査の結果を公開すべき	ホームページで随時公開中	1-1 対応済
表示内容の明確化とパソコンを使わない人への情報提供が必要	表示については厚労省と農水省の共同会議で検討中、食品表示窓口を設置し、消費者の疑問に応じる	1-1 対応済
相談窓口によせられた意見を分析し、消費者に役立つものは公開すべき	情報はホームページに掲載済	1-1 対応済
病院給食等、県の関係施設で使用する食品の情報を公開すべき	情報の提供について検討予定	1-1 対応済
基本方針案 1-2 について。消費者だけでなく、生産者との連携が必要	生産者、食品製造者とも連携を強化するため、基本方針に事業者の文言を追加する。	1-2 を修正
トレーサビリティの早期導入を望む	庁内会議で導入を検討中	2-2 対応済
生産過程の明確な原料を使用すべき	事業者には仕入れ及び販売状況の記録保存の促進を追加	2-2 を修正
方針案 2-2 「家畜個体識別システムの確立」について、豚・鶏は個体管理が適切でない	2 - 2 から削除	2-2 から削除
減農薬農産物等を生産する農家の利益を保障すべき	減農薬農産物の価格補填等は実施しないので、基本方針の2-3 から補助の文言を削除する。	2-3 を修正
基本方針案 2-3 にある生産者団体等への補助について。補助ありきでないため表現が不適切	基本方針 2-3 から補助の文言を削除する。	2-3 を修正

意見	対応	基本方針へ 反映の有無
有機栽培、減農薬が安心な食品という表現は不適切	安心な食品、の文言を削除	2-3 を修正
有機農産物の生産を進めるため、農法の指針を作成すべき	技術の開発や技術情報の取りまとめ、研修の充実、特別栽培農産物・有機農産物マップの作成、食に関わる人等へのPR対策等を実施中	2-3 対応済
すべての許可業種に対して、食品衛生管理基準の策定と運用が必要	鳥取県食品衛生法施行条例に規定。監視の強化に努める。	3-1 対応済
地産地消の推進に努めるべき	地産地消については、県内産食品の安全性の向上を図ることで推進につなげる	3-1 対応済
基本方針案3の「生産から消費まで各段階の監視指導による食の安全性確保」を強化すべき	健康被害の発生の度合いに応じた重点的監視指導を実施予定	3-1 対応済
界面活性剤等、化学合成物質の食品中の混入が不安	健康被害につながる可能性のあるものについては、必要に応じて検査	3-1 対応済
学校給食の衛生管理を強化すべき	監視指導を強化する予定	3-1 対応済
食品の検査を強化すべき	検査件数を増加する予定	3-1 対応済
BSE 対策を行い、安心して牛肉が食べられるようにしてほしい	BSE の全頭検査を実施、検査結果を公開	3-1 対応済
汚染物質検査を充実すべき	検査件数を増加する予定	3-1 対応済
家庭を原因とする食中毒防止のための普及啓発について。食中毒は家庭が原因のものだけではないので、家庭の文言を除く	事業者が原因施設となる食中毒の啓発は、基本方針 3-1 の衛生管理の中に含む	3-1 対応済
家庭での衛生意識の普及啓発を実施すべき	講習会の実施や冊子の配布ホームページの情報発信などで普及啓発に努める	4-1 対応済